

# 著作物利用許諾契約書

契約締結日 令和 年 月 日

著作者：

\_\_\_\_\_  
(住所)

著作物利用者：

\_\_\_\_\_  
(住所)

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という）と、\_\_\_\_\_（以下、「乙」という）とは、  
次のとおり著作物利用許諾契約（以下、「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（目的）

本契約は、甲の著作物である「\_\_\_\_\_」（以下「本著作物」という）の使用を乙に許諾するに当たって、その条件を定めることを目的とする。

#### 第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①「公演」 専ら本著作物を使用して遊戯する機会を顧客に提供する行為をいう
- ②「店舗」 マーダーミステリーゲームの公演を主たる目的として運営される施設をいう
- ③「顧客」 本著作物を使用して遊戯することを目的とする契約を乙と締結する者をいう
- ④「ゲームマスター」 公演を実施する際に進行を担当する者をいう
- ⑤「使用人」 乙と雇用、委任、準委任その他継続的に乙に役務を提供する契約関係にある者をいう
- ⑥「コンポーネント」 公演に必要なシナリオ冊子、カード類、音声・画像データ、備品その他一切の物品およびデータをいう
- ⑦「標準対価」 第7条第1項で定める、売り切りもしくはサブスクリプションにおいて都度払いと仮定した場合の1公演あたりの金額、又は都度払いもしくはミニマムギャランティにおける1公演あたりの対価もしくはその下限額であって、第23条の違約金の計算の基礎となる金額をいう

#### 第3条（本著作物の利用の許諾）

- 1 甲は乙に対し、本著作物を、以下のいずれかに該当する地位において顧客に対してマーダーミステリーゲームを提供するために利用することを許諾する。
  - 店舗運営者
  - 個人ゲームマスター
- 2 乙は、本契約及び別に甲乙合意のうえで定める覚書に定める範囲の限りで、本著作物を利用することができる。
- 3 乙が公演を実施することができる場所又は地域、及び公演においてゲームマスターとなりうる者は、前項の覚書によって定める。
- 4 前項に定める事項に変動が生じたときは、乙は甲に対してその旨を遅滞なく通知し、覚書の改定について甲と協議する。

#### 第4条（許諾の独占の有無）

- 1 前条の利用許諾は非独占的なものであり、甲は、自ら本著作物の公演を行う権利、及び、乙以外の店舗運営者又は個人ゲームマスターに本著作物の利用を許諾する権利を留保する。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙が特約で乙が排他的に本著作物を利用できる範囲を定めたときは、甲はその範囲内で前項の権利を行使しない。

## 第5条（著作者の保証）

- 1 甲は、本著作物が合法的かつ独自に創作したものであり、第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
- 2 前項で保証した事項に関する紛争が甲又は乙と第三者との間で発生した場合は、甲は自己の責任と費用負担で解決するものとする。

## 第6条（コンポーネントの貸与・作成）

1 甲は、本契約締結後速やかに、次のいずれかの方法でコンポーネントを乙に引き渡す。

- コンポーネントの完成品の貸与
- コンポーネントのデータを記録した有体物媒体の貸与
- コンポーネントのデータのインターネットでの送信

2 コンポーネント作成の労務および費用負担は次のいずれかとする。

- 甲が労務・費用とも負担
- 乙が労務・費用とも負担
- 甲が労務を負担し、乙が費用を負担（作成費用上限：\_\_\_\_\_円）
- 乙が労務を負担し、甲が費用を負担（作成費用上限：\_\_\_\_\_円）

## 第7条（対価および支払方法）

1 乙は、甲に対して、第3条の利用許諾の対価として、以下のいずれかに定める態様で、規定の金額を支払う。

### 売り切り

乙は、本契約が終了するまでは回数の制限なく公演を実施することができ、契約締結時に一括して対価を支払う。対価は\_\_\_\_\_円、基準対価は\_\_\_\_\_円とする。

### サブスクリプション

乙は、単位期間ごとに以下に定めるところにより公演を実施することができ、単位期間ごとに対価を支払う。単位期間は\_\_\_\_\_ヶ月間、対価は\_\_\_\_\_円、基準対価は\_\_\_\_\_円とする。

- 単位期間中に\_\_\_\_回まで公演を実施することができる
- 単位期間中に回数の制限なく公演を実施することができる

### 都度払い

乙は公演を実施するごとに以下に定める対価を支払う。

- 対価は\_\_\_\_\_円とする。
- 対価は乙が定めた公演の代金総額の\_\_\_\_\_パーセント、基準対価は\_\_\_\_\_円とする。

### ミニマムギャランティ

乙は、契約締結時に\_\_\_\_\_円を支払い、\_\_\_\_回までは追加の対価を支払うことなく公演を実施することができる。公演の回数が\_\_\_\_回に達した後は、公演を実施するごとに以下に定める対価を支払う。

- 対価は\_\_\_\_\_円とする。
- 対価は乙が定めた公演の代金総額の\_\_\_\_\_パーセント、基準対価は\_\_\_\_\_円とする。

- 2 乙は、甲に対し、前項に定める対価を、次の各号に定める方法により支払う。第6条においてコンポーネントの作成にかかる費用を乙が負担することとした場合は、初回の支払いの際にこれも併せて支払う。
- ①「売り切り」とした場合 甲乙が別途協議で定める期日までに一括して支払う。
  - ②「サブスクリプション」とした場合 甲乙が別途協議で単位期間ごとに定める期日までに各単位期間の対価を支払う。
  - ③「都度払い」とした場合 締日を毎月 日として、甲乙が別途協議で定める期日までに、各月度の対価を支払う。
  - ④「ミニマムギャランティ」とした場合 契約締結時の支払いは第1号を、公演の回数が規定に達した後の支払いは前号を準用する。
- 3 前項第3号又は第4号の場合、乙は、甲に対し、対価算定の根拠となる計算書を作成の上、対価の支払いと同時に甲に対して送付する。
- 4 甲は、乙に事前に通知することにより、対価の根拠となる資料を調査又は閲覧することができる。

#### 第8条（著作権表示）

乙は、公演告知・予約サイト・配布資料等において、次の著作権表示を明示しなければならない。

\_\_\_\_\_（著作者名） / \_\_\_\_\_（作品名）

#### 第9条（公演の代金の指定）

顧客が公演に参加するために乙に支払う代金は、以下のとおり定める。

- 円を下回らない範囲で乙が定める。
- 乙が自由に定める。

#### 第10条（乙の遵守事項）

- 1 乙は、本著作物の内容から合理的に推察される著作者の意思を損なわない形で、本著作物を利用しなければならない。
- 2 乙が本著作物を使用するに際して、本著作物の内容を変更する必要があるときは、乙は事前に甲と協議し合意をしなければならない。
- 3 乙は、第6条により引き渡されたコンポーネントを、公演に必要な範囲を超えて複製してはならない。
- 4 乙は、以下の場合を除いて、本著作物の公演を第三者に開示してはならない。
  - ① 乙がゲームマスターの研修を目的として使用人に公演を見学させる場合
  - ② 乙が店舗又はこれに類する場所で公演を行う場合であって特定の者に公演を見学させる場合
  - ③ その他甲が文書又はそれに類する方法で許可した場合
- 5 乙が本契約の条項と異なる行為又は本契約にない行為をしようとするときは、乙は甲より文書又はそれに類する方法で許可を得なければならない。

#### 第11条（ゲームマスターの資格）

- 1 乙は、使用人に限り、ゲームマスターの業務を行わせることができる。
- 2 前項の規定に反する覚書の定めは無効とする。

#### 第12条（使用人に対する監督責任）

- 1 乙は、使用人との間で、使用人と締結する雇用契約、業務委託契約その他役務の提供に関する契約において、乙が当事者となる著作権の利用に関する契約における乙の義務及び著作権法その他関係法令を遵守させる旨の合意をしなければならない。
- 2 前項の合意は、当該使用人が使用人でなくなった後の相当期間も含むものでなければならない。
- 3 乙は、使用人及び使用人であった者に対し、第1項の合意を遵守するよう適切な監督をしなければならない。
- 4 乙の使用人が、使用人でなくなってから1年を経過するまでの間に、本契約又は著作権法その他関係法令に違反する行為をしたときは、乙は、乙自らその行為をなした者として、甲に対してその責に任ずる。

#### 第13条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、この契約の履行に関連して知り得た著作物の内容、相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
- 2 前項の規定は、本著作物を用いたマードームステリーゲームの公演において顧客又はこれを観覧する者（以下「顧客等」という）が自身の体験に必要な情報を閲覧又は聴取する場合には適用しない。この場合において、乙は、顧客等に対し、本著作物の内容についての秘密情報を漏洩しないよう指導するものとする。

#### 第14条（不可抗力）

天災事変、感染症流行、政府規制その他当事者の合理的支配を超える事由により公演が不能となった場合、甲及び乙は互いに責任を負わない。ただし速やかに協議し代替措置を検討するものとする。

#### 第15条（契約違反時の措置）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合は、相手方にその旨を通知し、その解消をするよう催告することができる。
- 2 乙が本契約に違反し、前項の催告を受けたときは、乙はその違反を解消するまで本著作物の一切の利用をしてはならない。

#### 第16条（契約の期間・更新・中途解約）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日付から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかが書面により本契約を終了させる旨の通知をしない場合は、本契約は自動的に更新され、以降も同様とする。
- 3 第7条に定める利用許諾の態様が「売り切り」である場合、契約の更新に伴い都度対価が発生することはない。
- 4 甲と乙は、本契約の継続中、1か月前までに書面により合意することにより、本契約を解除することができる。

## 第17条（契約の解除）

1 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当したときは、催告なく直ちに本契約を解除できる。

- ① いずれかが本契約に違反し第15条第1項の催告を受けた後、2週間以内にその違反を解消しないとき
- ② いずれかが破産、特別清算、民事再生、会社更生手続の申立てをし、または債権者から申立てをされたとき
- ③ いずれかが手形・小切手の不渡、差押・滞納処分その他強制執行を受けたとき
- ④ いずれかが解散、営業の全部又は重要な部分の譲渡を決議したとき
- ⑤ いずれかが第22条に違反したとき

2 甲は、乙が第15条第2項に違反したときは、直ちに本契約を解除できる。

## 第18条（当事者の消滅等）

- 1 本契約期間中に甲が死亡し又は後見・保佐開始の審判を受けた場合、甲の承継人又は法定代理人と乙は、協議のうえ、本契約を存続させるか終了させるかを決定する。
- 2 本契約期間中に乙が死亡し又は後見・保佐開始の審判を受けた場合、本契約は終了する。ただし、覚書で指定されたゲームマスターが存在する場合は、甲と乙の承継人又は法定代理人は、合意によって本契約を存続させることができる。

## 第19条（契約終了時の措置）

本契約が終了したときは、乙は以下の措置を履行しなければならない。

- ① 乙が甲より借り受けたコンポーネント又はその記録媒体を速やかに返還すること
- ② 乙が甲より受領し乙の記録媒体に保存したコンポーネントのデータを速やかに消去し、データが複製されていないことを確約すること
- ③ 乙が自ら作成したコンポーネントを破棄し、又は甲の指示に従って処理すること

## 第20条（存続条項）

第10条（乙の遵守事項）、第12条（使用人に対する監督責任）、第13条（秘密保持）、第18条（当事者の消滅等）、第19条（契約終了時の措置）、第21条（権利義務・契約上の地位の譲渡等の禁止）、第23条（違約金）、第24条（相殺）、第25条（準拠法・合意管轄）、第26条（協議事項）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

## 第21条（権利義務・契約上の地位の譲渡等の禁止）

- 1 乙は、本契約に基づいて甲から許諾された権利の全部もしくは一部、又は著作物利用者たる地位を、第三者に譲渡もしくは転貸し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙について、合併、会社分割その他包括承継が生じた場合は、承継人は直ちに甲へ通知しなければならない。この場合、承継人は、甲が承認したときに限り本契約を承継できる。

## 第22条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- ④ 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 第23条（違約金）

- 1 乙が第7条第3項の計算書にない公演又は第15条第2項に違反する公演を行なったことが明らかになったときは、乙は甲に対し違約金として公演1回につき基準対価の\_\_\_\_倍の金額を支払う。
- 2 甲又は乙が第17条第1項第1号もしくは第5号又は同条第2項により本契約を解除したときは、相手方は解除者に対し違約金として基準対価の\_\_\_\_倍の金額を支払う。

## 第24条（相殺）

甲及び乙は、相手方により支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも相手方の自己に対する金銭債権と対当額にて相殺することができる。

## 第25条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

## 第26条（協議事項）

本契約の内容の変更を必要とする事情、本契約に定めのない事項、又は条項の解釈についての疑義が生じた場合、当事者は誠意をもって協議し解決を図る。

本契約が成立したことを証するため、契約書2通を作成し、当事者各自署名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（著作者）

\_\_\_\_\_  
(住所)

乙（著作物利用者）

\_\_\_\_\_  
(住所)

